

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成29年2月10日（金）午後2時00分～午後4時00分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者7人

福岡地方裁判所裁判官 平塚浩司（第2刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 森下真己子

福岡県弁護士会所属弁護士 野田幸言

福岡地方裁判所裁判官 高橋明宏（第2刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

○司会者

これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

裁判員経験者の方々には、お忙しいところ、また寒いところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます福岡地方裁判所第2刑事部の裁判官の平塚と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は法曹三者からも出席していただきましたので、私から紹介させていただきます。検察庁から森下検察官、弁護士会から野田弁護士、裁判所から高橋裁判官です。よろしくお願ひいたします。

裁判員経験者の意見交換会の趣旨は、皆様方が御担当いただきました事件は様々ではございますが、そこで感じられた事柄につきまして、忌憚なく御意見等をお聞かせいただき、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

まず、本日の大まかな進行予定について確認させていただきます。

最初に、私から皆様方がそれぞれ御担当されました事件を簡単に紹介させていただきますので、御担当された事件につきまして、一言ずつ全体的な感想、印象についてお話をいただきたいと思ひます。

その後、御担当された裁判員裁判事件の証拠調べなどの審理や評議が分かりやすいものであったかどうか、問題がなかったかどうか、どのような工夫があったほうがよかったかといった点につきまして、手続の流れに沿ひまして御感想、御意見を伺ひたいと思ひます。

その後、これから裁判員になられる方々へのメッセージをお聞かせいただきたいと思ひます。

それでは、まず、皆様が御担当されました事件について、私から簡単に紹介させていただきます。

まず、裁判員経験者1番さんと2番さんは、同じ事件を御担当いただきました。

1 番さん、2 番さんが御担当された事件は、被告人が親族の言動に腹を立てて、殺意をもってナイフで切りつけたが、全治約 3 か月間の傷害を負わせたにとどまったという殺人未遂の事件でございました。

被告人に殺意があったかどうか争点となりまして、被害者の方と、それから情状証人について証人尋問が行われたという事案でございます。

それでは、まず、1 番さん、感想等をお願いいたします。

○裁判員経験者 1

私が一番に言いたいのは、写真を見せてもらったんですけど、犯行現場の写真だけでは犯人が被害者を襲ったときの距離感というのですか、台所から勝手口のほうに転がり出たんですけど、犯行のときの距離感とかがつかめなくて、それが殺意があったか、ただの傷害かという点で、写真じゃなくて動画を撮ったらいいんじゃないかと提案したんです。テレビドラマでは、現場にビデオカメラを持って行って動画を撮っているんです、全部写真じゃなくて。距離感というか、そういうものが分かるようなのがあったらと、そういう提案もさせていただいたんですけど。

○司会者

ありがとうございます。証拠の内容について、現場の距離感が取り調べた証拠だと難しかったということでございますね。後ほど証拠のところでもまた触れて、証拠を提出される検察官の御意見とかも聞くことがあるかと思えます。

では、引き続いて、同じ事件を御担当いただきました 2 番さんから御感想をお願いいたします。

○裁判員経験者 2

証拠の写真については、首を切りつけたというのがあったんですけど、その傷がいつついた傷なのかちょっと分からなかったんですよね。写真が加工されてて、向きが分からないから、それももうちょっと分かるものも出してほしいなと思いました。

○司会者

殺意の認定に当たって、首を切りつけた、その傷がいつついたかというのが、写真を見ても分かりにくかったと、加工してあったからと。

○裁判員経験者 2

黒塗りにしてあるので、どっちの傷がどう入っているのか分からなかったんです。

○司会者

そうしますと、取り調べた証拠の写真がちょっと分かりづらかったところがあったということですね。

○裁判員経験者 2

そうですね。もうちょっと分かりやすく説明したものを加えてあればよかったです。

○司会者

1番さんと同じように、証拠の内容についてどうであったかという御感想をお持ちになっていると。後ほど証拠の関係、書証の関係ということで触れたときに、また御感想等、御意見等をいただきたいと思います。

では、引き続きまして、3番さん、4番さん、お二人も同じ事件を御担当されました。お二人が御担当された事件は、被告人が親族と共謀して3人の被害者に対して繰り返し暴行をしたということで、結果として死亡させたという事案でございます。

被告人に殺意があったかどうかということと、親族との間に共謀があったのかどうかといった点が争点となりました。この事件では、多人数の証人尋問が行われました。

それでは、3番さんから御感想、御意見等をお願いいたします。

○裁判員経験者 3

事件自体がかなり前の事件で、遺体もほとんど残っていない事件で、証人の証言だけが手がかりでした。たくさんの方の証言を聞いて、どこに本当のことがあるのかというのを、これは真実なのか、思い違いかどうなのかというのを確認していっ

た事件だったと思います。とても難しい事件だったのではないかなと個人的には思います。

○司会者

ありがとうございます。御意見のとおり、大変難しい審理、評議だったのだと思います。多人数の証人尋問をしましたので、審理期間も長くなりまして、大変御負担をおかけしたと思います。

では、引き続き、4番さんからも御感想、御意見、お願いいたします。

○裁判員経験者4

1か月を超える裁判で、たくさんの方が亡くなっていたので、とても苦しく感じたこともありました。裁判官の方たちのやわらかい対応や裁判員の方たちとの話の中で心を整えながら、毎日を過ごしてまいりました。

生き方とかまで考えさせられるような経験をさせていただいたと思います。本当にありがとうございました。

○司会者

どうもありがとうございます。

では、引き続きまして、5番さんが御担当された事件を御紹介いたします。

御担当いただきました事件は、被告人が数日間に複数回の放火を行って、複数の民家を燃やしたという放火の事案でございます。量刑が争点となっております、被告人の精神鑑定を行った鑑定人、それから情状証人の尋問が行われました。

では、5番さん、御感想お願いいたします。

○裁判員経験者5

全体の感想ですけれども、今、おっしゃっていただいたように、量刑がどのぐらいになるのかというのか最大の争点にはなったんですが、放火という犯罪だから仕方がないんですけども、現場で捕まえてはいないわけですから、本当にこの人がやったのかどうかというのは、あくまで自供と色々な状況の証拠、それから自供の態度とかいうことで判断をしたような状況になりました。

本当に放火をやったという確実な証拠というのは、物的には出ないような犯罪ではあるので仕方がないんでしょうけども、ちょっともやもやした状況ではあったという感想があります。

それから、冒頭陳述から、きれいに色々争点をまとめていただいた資料を配付していただいたので、考えが非常にまとめやすかったということに関しては、非常に感謝をしております。

○司会者

ありがとうございます。物的な証拠がなかったので、なかなか難しかったということで、その辺の証拠の内容的なところについても、お考えがおありということで、また、証拠のところでお意見をいただきます。

続きまして、6番さんが御担当された事件でございますが、被告人が当時交際していた女性に対して殺意をもって首を紐で強く締めつけたけれども、殺害するに至らなかったという殺人未遂の事案でございました。争点は量刑でございますが、被害者の方と、それから情状証人2名を証人尋問した事案です。

では、6番さん、御感想をお願いいたします。

○裁判員経験者6

私の事案も未遂なので、被害者が亡くなっていないという点はすごくほっとしたんですけれども、写真やボイスレコーダーが証拠になったので、精神的なショックがかなり大きくある事件に感じました。

ただ、評議では、どんな意見を出しても、裁判官がとても優しくフォローしていただき、また裁判官がまとまらない意見をすごくよくまとめていただいて、非常に意見も出ましたし、とても貴重な経験として残っています。

ただ、やっぱり正直、精神的な疲労はかなりあったので、裁判から離れても、忘れるまでにかなり、何か月間もかかりましたし、被害者や加害者を目の前で、近くで顔を合わせたことで、今でも顔は覚えています。時々思い出して気になったりすることもございます。

○司会者

ありがとうございます。先ほどお話しいただいた取り調べた写真，あるいはボイスレコーダーの関係について，精神的な御負担を感じられたということですので，これもまた証拠調べのところで御意見をいただきたいと思っております。

では，続きまして，7番さんが御担当された事件でございますが，被告人が親族に対して殺意をもって包丁で複数回突き刺すということをしたけれども，殺害するに至らなかったという殺人未遂の事案でございます。争点としましては，被告人に殺意があったかどうかといった点，それから，被告人が被害者からの突然の違法な攻撃がないのに，あると思いでいたといえるのかどうかといった点でございます。被害者や目撃者，それから怪我の状況についての医師の証人尋問が行われました。

7番さん，お願いします。

○裁判員経験者7

私のときも親族間ということで，知ってすぐの人を刺しちゃったというのとは違って，身内なので，長い時間かけて築き上げられてしまった感情とかが，こういう犯行に及んだのかなという，ちょっと人間としていろんな深い思いとかを感じさせられる中で，また，証人も身内の方がお話をされたんですけれども，やはり加害者も被害者も身内ということなので，お話しする際に，いろんな思いをもってお話しされたんだろうなということで，家族の思いというのをすごく感じながらさせてもらった事件でした。

○司会者

ありがとうございました。

では，皆様方から一とおり御担当いただきました事件についての御感想をいただきましたので，引き続きまして，法廷での審理につきましての御感想，御意見を，パートごとに分けて伺いたいと思っております。

まず，先ほどからお話が若干上がっておりました証拠調べの関係でございます。

証拠調べが分かりやすいものであったかどうかといったところについてお聞きしたいと思っております。

証拠調べには、大きく分けまして、証拠書類が朗読されたり、あるいは証拠の写真とか図面を書画カメラ、あるいはパワーポイントを用いてモニターに映し出したりとといった手続と、実際に証人とか被告人から直接お話を聞くという手続があったかと思えます。

まず、前者のほうの証拠書類の関係の取調べでございますけれども、その証拠書類の内容が分かりやすいものであったのかどうか、十分なものであったのかどうか、あるいは分かりにくかったか、分かりにくかった場合には、こうすべきではなかったのかとか、もっと工夫すべき点があったんではないかとか、色々な御意見、お感じになったことがあるかと思えます。それぞれお考えいただいたところを御意見いただきたいと思っております。

まず、先ほどの関係で、1番さんから。

○裁判員経験者1

私たちの事件は、親族を背後から切りつけたという事件だったんですね。

その証拠のナイフはもちろん見ました。犯行の前のいろんな録音テープも聞きました。被害者が録音してたんですね、加害者との電話のやりとり、加害者の声もちゃんと入っていたという。そういう証拠は何の問題もなかったですね。

ただ、写真なんかちょっと、被害者に傷口はちゃんとあったんですけど、色々なところを怪我しているんですね、背中とか腹とか。ただ、ナイフを振り回したものですから、その位置関係がもうちょっと分かればと思って、さっき2番さんが言われたとおり、写真がもうちょっと鮮明でというか、その辺がちょっと分かりにくかったということですね。

○司会者

ありがとうございます。先ほど、調べた証拠の中の写真だけだと、距離感のようなものとか状況が分かりにくかったという御意見をいただいたんですが、2番さん

は、むしろ傷口のほうに着眼していただいて、傷口の関係の写真が加工されていて、分かりにくかったということでございますでしょうか。

○裁判員経験者2

傷口の入った角度が分かれば、いつ切りつけたのか分かるということになったわけです。

○司会者

そうしますと、写真だけでなく、例えばイラストがあったりとか、図面になっているとか、そういうこともなかったでしょうか。

○裁判員経験者2

それは一応あったんですけど、被害者の方の傷口がいつついたのかがちょっと分からない状況だったんです。

○司会者

いつついたかといったところが写真で分かれば、より評議でも役立ったのではないかなという御感想をもたれたということでございますか。

○裁判員経験者2

はい、そうですね。

○司会者

ありがとうございます。

証拠のところで、先ほど5番さんも若干お話しいただいたところなんですが、御意見等があればお願いしたいと思います。

○裁判員経験者5

先ほど言いましたけど、検察官から最初に冒頭陳述のメモをいただいて、全体の流れというのは理解はできるんですけども、一番最初、裁判に入ったときに、そのメモは法廷で配られたんですね。なので、これを見る前に、まず、検察官の冒頭陳述を聞いてみましょうということからスタートしたので、まず、どこが論点かとかいうのは何も分からないまま、とりあえずちょっと聞いてみましょうということから

ターゲットしました。

話を聞いてみると、放火ということだったので、現住建造物、人がいると想定される場所に点けたのか、単なる器物破損なのかというところが論点にはなるんですけど、検察官の方は、ここには人がいるということ、犯人は分かった上で点けているということを説得するために、証拠をいっぱい出してこられるんですけど、論点が分かってないもんですから、何のためにそういう説明をしているのかが最初分からなかったんですね。こことこの家は、車庫とここがつながっているとか、つながってないとかということと一緒に説明されるんですけど、つながっていたらじゃあどうなるのということが、おいおい分かりましたけど、最初、分からないまま証拠調べを聞いたので、感想としては、できればそういうポイントだけを先にちょっとお聞きした上で聞いたほうが、非常に分かりやすかったかなということがあります。

実際の一つ一つの証拠については、燃える前の図面と燃えた後の状況とかというのを、モニターとか、グーグルの写真とか見せていただいたりということで、確かに写真だけなので、立体感というのはなかなか難しかったですけど、お一人、被害者の方か近所の方か忘れましたが、燃えている動画を撮ってらっしゃって、それが証拠で出ていて、そういうのも一部ありましたので、証拠自体、物証自体は非常に分かりやすかったかなと思いますが、そこを理解するまでにちょっと時間がかかったかなというのが感想ですね。

○司会者

ありがとうございます。証拠の内容というよりも、検察官から証拠調べの前に冒頭陳述という手続があって、検察官がこれから証拠に基づいて証明する事実、証明しようと考えている事実はこういう事実で、その事実を証明するために、こういう証拠をこれから取り調べますので、この点、着眼してくださいといった内容を、一番最初に検察官がお話をされたかと思うんですが、その辺のところはちょっと分かり難かったんですかね。

○裁判員経験者 5

最初に、説明のときには、これは現住建造物への放火なのかどうなのかというのが論点ですという説明は、別になかったんですよね。放火の状況についての説明はありましたけど、証拠調べの中のどこに着目をして聞いたらいいのかというのが、最後のほうぐらいには理解できましたけど、最初は、一言一句全部聞かないといけないというのがちょっとしんどくて、何かこうポイントが分かれば助かったなという、そういう感じですね。

○司会者

ありがとうございます。証拠を調べる前の冒頭陳述の中での検察官の工夫があれば、疑問をもっているところの解決ができたのではないか、そのような証拠だということに着眼できたのではないかという御意見でございますね。

ほかに証拠書類の関係ですね、証人のことはまた後でお聞きしますけれども、法廷でモニターとかに映った図面とか写真とか、あるいは捜査官に対してお話しした内容、供述調書の朗読というのもございますけれども、そのあたりのところで、あれをもっとこうやったほうがよかったんじゃないかとか、こういう点の工夫があったから分かりやすかったとかいうところについて、何か御意見ございませんか。

7番さん、お願いします。

○裁判員経験者 7

書類なんですけれども、検察官の方が作ってくださったのは、それこそ本当にカラーですごくよく分かりやすくて、ああ、こうして私たちにきちんと分かるように苦労なさっているんだなというのがすごく分かったんですけれども。それに比べてと言ったらいけないんですけれども、弁護人が作られた書類が、ちょっと読まないといけない、でも読む時間はここではないというようところが若干あったので、もうちょっと分かりやすく、ぱっと見たときに分かりやすいような資料を作っていたら、飲み込みも早くできるかなというのがありました。

あともう一つなんですけれども、あらかじめ説明のときに、血痕がたくさん残っ

ているような写真とかは白黒にしていますとか、また、傷口とかはイラスト化してま
すというお話だったので、ちょっと安心したんですけども、その中のイラストが
ちょっと分かりにくいというのがあって、恐らく写真を黒線でなぞってくださった
んだとは思いますが、ここの部分が体のどの部分なのか、方向的にはこれ
はどう見たらいいの、というような印象があったので、もうちょっとイラストも、
ぱっと見たときに分かりやすいものになっているといいなというのを感じました。

○司会者

ありがとうございます。血痕を白黒にしたとか、あるいは傷口のイラスト化とい
う工夫の中で、イラストが少し分かりにくかったというところの御意見をいただき
ました。

また、冒頭陳述や、あるいは論告・弁論の書類が、検察官は分かりやすかったけ
れども、弁護人のほうの弁論は、ちょっと文字が多くて、ここで読むのかなとい
うようなところで、工夫をしていただければということでございますね。

6番さん、お願いします。

○裁判員経験者6

先ほどもボイスレコーダーや写真が最終的に証拠だったことがありましたけれど
も、私たちがそういった事件に直接体験するような免疫力がないのもあるんですけ
ど、証拠としては、やはりそれがあつたおかげですごく現実味、リアル感もありま
したし、それ以上にすごく悲惨なものはイラストなどにするというのも伺ってま
すので。実際には実物を見るのが一番、判断する上ではいいのかなと思いましたが、
決してこれが悪かったというわけではありません。

それと、首を絞めた紐も直接見ることができましたので。

○司会者

ありがとうございます。先ほど紹介いただいたところのボイスレコーダーの再生
とか、あるいは写真の調べでは、精神的な御負担がというところだったけれども、
実際に事実を認定するに当たっては、とてもリアルに感じられて、必要な証拠だっ

たんではないかというところで、裁判所としましては、必要な証拠調べとして写真を見ていただくこともありますし、1番さん、2番さんの事件でも、録音していたものが再生されたんですかね、ボイスレコーダー、そういうようなものを再生したりと。裁判所としても、写真をカラーでお示しする必要がなければ、それはお示ししないなど、事案毎に考えて工夫をさせていただいています。

ほかに、証拠書類の関係、例えば図面がかなり出てきた事件で、こんな図面は要らなかったんじゃないかとか、あるいは逆に、先ほど1番さんが言われたように、もっと色々な角度からの写真とか、あるいはもっと丁寧な図面があったほうがよかったんじゃないかとか、色々な御意見があるかと思いますが、御担当いただいた事件を振り返っていただいてどうでしたか。何か御意見とかはございますか。

1番さん、2番さんの御担当された事件だと、もう少し現場の写真とか距離感ということを先ほども言われましたけれども、もう少し写真があったほうが分かりやすかったんじゃないかというところでしょうかね。

○裁判員経験者1

私たちの事件のときは、加害者と被害者である親族間の会話、電話を録音していたもんですから、殺意があったという感覚は割と受けたんですよ。ただ、ナイフで襲ったときに、背後から襲ったのか、前を向いて襲ったのか、いろいろな疑問があったわけですね。左の頬に傷口があって、後ろから襲ったときに切られたのか、その辺があやふやでちょっと難しかったんですけども。ただ、傷口の写真なんかがちよっと加工してあったから、それが前からか後ろからか、ちょっと難しかったんですけどね。全体的に言うと、全く問題なかったと思うんですけど。

○司会者

今、お話しいただいたテープに残っていたということと、あと5番さんも動画で近所の方が撮られていたということで、まさに犯行状況が、そういう客観的なところで撮られてたりすると、役立ったということでございますでしょうか。

次に進めさせていただきますが、供述調書ですね。取調べをされた捜査官がまと

めた供述調書が朗読されるという証拠調べもあったかと思いますが、お聞きになられてどうだったでしょうか。内容的に一回聞いて理解できたというふうに思われたでしょうか、あるいは、例えば長すぎてよく分からなかったとか、あるいはちょっと朗読が早口過ぎてついていけなかったとか、十分だったとか、あるいはこの点、こういう形で改善していただければと、色々な御感想、あるいは御意見があるかと思うんですが、供述調書の朗読の関係ではいかがですか。御意見がおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

特に何か印象に残っているようなことはございませんか。

では、もう一つの証拠調べの中心になります証人尋問、あるいは被告人質問ですね、実際に法廷に来ていただいて、その人から話を聞くといった手続があったかと思いますが、その証人尋問や被告人質問の問答が分かりやすかったかどうか、あるいはこういうふうなところを工夫すればもっと理解が進んだとか、あるいはこういうところがあったんでちょっと分かりにくかったとか、何か御意見、御感想はございませんでしょうか。

6番さん、お願いします。

○裁判員経験者6

最初、被害者に検察官が質問して、弁護人が質問されるという感じですね。そして、その後私たちも質問してということで終わるんですけども、それ以降、被害者に対する質問というのができなくて、ほかの事実が分かった後に、もう一度質問する機会があればと思った点はありました。

○司会者

被害者の証人尋問が終わって、被告人質問をして、被告人質問で被告人から話を聞いた後に、なおまた被害者の話を聞きたいなとお感じになったということがあったということでございますか。

○裁判員経験者6

はい。

○司会者

ありがとうございます。実際に尋問で検察官や弁護人と証人の方、あるいは被告人がやりとりをしている中で気づいた点とか、こういうふうなところを工夫していただければよかったかなということは何かございませんでしょうか。

5番さん、お願いします。

○裁判員経験者5

被告人に対して検察官が質問されるときに、今回の件は、複数回、放火をしているんですよね。その1軒、1軒について、そのとき、何時ごろ、どこに行って、どういう行為をしてやりましたかということを、その前に供述しているんでしょうけど、その場でも質問して確認されるんですね。普通は覚えてないですよね。思い出す環境を作っているような感じは見えましたけど、なかなか。ましてや、今回、(病名)とって、少し精神鑑定も入るような被告人だったので、そのやりとりを見ていると、こういう考えは余り聞こえがよくないかもしれませんが、ちょっと酷かなと、もうちょっと物証的なものもはっきりしたいなというところでしたね。なので、被告人が結局は言わされているというか、そうだったですよという押しつけの質問はされませんが、結果的に筋書きに沿った供述をしているのかなという印象が若干ありました。

それと、情状証人に関しては、ここはちょっと最初疑問だったんですけど、弁護人側の方を呼ばれて、こういう犯罪をしたけれども、こうこうこういうことで、ちょっと刑を軽くとかという意味合いだと思うんですけど、罪を犯した後にそういうことを言われても。例えば、本当はこういう状況だったんだよとか、反省しているよとか、更生する環境がありますよとかと言われても、被害者からすると、やったことはやったことという感覚が多分あると思うんですよね。被害者の方も傍聴席におられたので、顔も見てましたけど、ちょっと苦虫をかみつぶしたような表情をされる方もおられました。なので、情状というか、量刑を考えるに当たって、証人の方の意見をどんなふうに聞いたらいいのか、正直、どこまで考慮したらいいのかと

というのが、最終的にも分からないまま終わってしまったような、そういう感覚を持っています。

○司会者

ありがとうございます。今、5番さんからの御意見として、被告人に対する検察官の質問の仕方とか、あるいは情状証人との関係で弁護人のお考えについて、御意見があったかと思います。後ほど、検察官、弁護士もおられますので、お話をいただこうかと思います。

何か、証人尋問、あるいは被告人質問で御意見、御感想がおありの方いらっしゃいますか。

今回、御出席いただいた方々の事件の中では、5番さんが担当された事件で精神鑑定医の方の尋問が行われたかと思います。また、3番さん、4番さんが御担当された事件では、心理学者の方の尋問が行われたかと思います。そのような、いわゆる専門家証人に対する尋問という場合は、専門用語が飛び交うなどして、なかなか分かりにくかったというような感想をもたれる場合もございますけれども、御担当いただいた事件ではいかがだったでしょうか。

分かりやすかったとすれば、こういうところが工夫されていたから分かりやすかったと思ったとか、あるいは分かりにくかったとすれば、こういうところが配慮されてなかったから分かりにくかったとかというところ、どんな点でも結構ですので、お三人さん、ちょっとお話しいただこうと思うんですが、いかがですか。

では、5番さん、お願いします。

○裁判員経験者5

精神鑑定で精神科のドクターの方だったと思うんですけど、鑑定された先生が意見を述べられていました。その鑑定書を作るに当たって、結構な回数接見されて話をして、色々小さいときからの話をずっと聞いた上でやられてたんですけど、一つ、弁護人の方も聴き取りができていなかった内容を、鑑定人の方が聴き取りをされていて、そんな話は今初めて聞きましたみたいな話があったので、その辺はちょっと、

鑑定とは別ですけど、弁護人の方の聴き取りというのも大事なのかなという感じがまず一つありました。

(病名)があるかないかということが一つと、あるとすれば、それが犯罪にどのぐらい影響しているかという御意見だったと思うんですけど、結論は、一応、(病名)は認められるけれども、それが直接の原因となって犯罪を誘発したみたいなことではないという結論だったと思います。

あの結論は、検察官は最初から知っているんですかね、あの場で話を初めて聞くんですかね。

○司会者

知っています。

○裁判員経験者5

知っているんですね。犯罪に直接影響がないという結論のものを聞かされて、じゃあどう判断したらいいのか、結局、関係ないんじゃないかという話になるので、何のためのものだったのかという、結果からみると、ちょっとそういう感じは受けますね。今のところ、感想はそんな感じですね。

○司会者

ありがとうございます。今の点も後ほど検察官からお話をいただけるかと思えます。尋問の仕方として、専門家証人について、裁判員裁判の場合、特に工夫している点としては、あらかじめ専門家証人が冒頭でプレゼンテーションのような形で、自身の御説明を一通りしていただいた後、検察官、弁護人から質問をしていただくというような方式をとっている場合もあるんですけども、5番さんの事件ではどうでしたか。

○裁判員経験者5

そうでした。

○司会者

その方法というのはいかがでしたか。

○裁判員経験者 5

よかったですと思います。分かりやすいやり方だったと思います。

○司会者

3番さん、4番さんはいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者 3

確か心理学の先生がいらっしやって、素人にとっても分かりやすく説明していただいたと思います。

○司会者

冒頭で一通り説明をしていただいたということではどうでしたか。最初から一問一答で聞いたほうがよかったんじゃないかとかいう御意見ではないということですかね。

○裁判員経験者 3

はい。こちらは全容が全然分かりませんので、まず、先生のお話を一通り聞いて、心理学のとても専門的な人なので、一通り聞いてからちゃんとみんなで話し合っ、て、こういう質問をということで。

○司会者

ありがとうございます。4番さん、お願いします。

○裁判員経験者 4

私も一問一答よりは、心理学という特殊なものだったので、全部一通り話していただいて、何らかの理解をした上で質問をされたので、分かりやすく、専門用語も若干入ったりはしてましたが、よかったんじゃないかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

一般的に、証人尋問あるいは被告人質問で、例えば質問の意図が分からなかったとか、あるいは尋問が適切でなかったとか、あるいはこんな工夫があったので分かりやすかったとか、何かまとめとして御意見がある方いらっしやいますか。

1 番さん、お願いします。

○裁判員経験者 1

例えば裁判のときに、被告人が色々質問されるじゃないですか、弁護人や検察官から。そのときに、やっぱりのらりくらり小さな声で返答するものですから、裁判長から何遍もマイクの前に近づいてしゃべってください、もっと大きな声でしゃべってくださいと言われるんですよね。何となく聞きづらくて、いくらマイクを通して、何かうーん、なんとかかんとかという返事だったりするものですから。もし弁護人が被告人と個別で会話されるときに、重要な言葉が出ていれば、録音をして裁判の中で流せることはないんでしょうかね。そういうのをちょっと提案できればと思っています。

証人も何か声が小さくて、緊張されているんでしょうけど、のらりくらりと、そういう印象があったんですよね。

証人や被告人の言葉がもっと大きく聞こえたらよかったんじゃないかなというふうに感じました。

○司会者

ありがとうございます。確かに法廷の場で緊張されたり、あるいは聞かれたことが言いにくかったりしますと、声がどうしても人間は小さくなります。ただ、そういう環境で答えたからこそ信用できるというところもあるので、裁判官として、聞き取りづらいところは、常に、証人の方、あるいは被告人に、もっと声を大きくということを促していますが、その促しが足りなかったということであれば、ちょっと残念だったと思うんですけども。そういうことで、法廷の外で弁護人がそういう録画、あるいは録音したものをそのまま証拠とするということは考えていないということ御了解ください。

では、証拠調べの点につきまして、一とおりにお尋ねいたしました。ここで区切りがいいので、検察官、弁護士から、裁判員経験者の方々に御質問や、あるいは裁判員経験者の方々からお話があったところについての御回答があればというふうに思

っておりますけれども、検察官からいかがですか。

○検察官

検察官の森下です。よろしくお願いします。

1番さんと2番さんのほうから、写真がちょっと分かりにくかったというふうな御指摘をいただいて、確認をさせていただきたい点があります。傷口がよく分からなかったということなんですけども、傷口の写真はあるんですけども、傷の形状がちょっとはつきり見づらかった、例えば、刃の入った向きがどっちで、どっちへ抜けたのかというのを写真から判断しようと思うと、ちょっと分からないということなんですかね。イラストか何かは・・・。

○裁判員経験者2

あったけど、それもちょっと分かりにくかった。

○検察官

方向性を判断できるに足りるような詳細なものではなかったんですかね。

あと1番さんが、距離感が分かりにくかったということをおっしゃっていたんですけど、被害者の方と被告人との間の距離が分からないということなんですか。

想像で申しわけないですけど、例えば、同じような身長の方とかが現場に立ったものとかがあると、その距離感とかが分かりやすかったということなんですかね。

○裁判員経験者1

そうですね。

○検察官

その傷口とかという図面をどうやって裁判員の方に証拠として見てもらうのかというのは、なかなか検察官のほうとしては難しいところでして、本音を言えば、生の証拠を見ていただくのが、こちらのほうとしては一番だという気持ちが実はあるんですけども、やはりショックを受ける方もおられるということで、どの程度の加工を進めたらいいのかというところがちょっと悩みのところなんですけど、今、1番さんの方と2番さんの方の御指摘があったように、やはり傷口の角度ということに

ついて、イラストにするにせよ、そこが分かるようにもう少し工夫すべきだったのかなというふうには思っております。

その関連で、7番さんの方、イラストとおっしゃったのは、写真をトレースして、傷口のところだけ輪郭を示しているものですね。分かりにくかったとおっしゃっているのは、今、1番さんの方とか2番さんの方がおっしゃっているのを聞いてみると、傷がどういう方向に入っているのかとか、そういうのはもう少しきちんとイラスト化されていけばよかったという感じなんですか。

○裁判員経験者7

その前の段階で、出されている絵が、腕がある部分のどこなのかというところもぱっと見たときに分からなかったりとか、角度というよりも、その場所、その傷口がこれぐらいあってというところから、ちょっと見にくかったんですね。本当に白に黒の線だったんですけれども、例えば背景とその腕の境目も黒線1本だったので、どこが背景で、どこが体なのかというところも分からなかったもので、ぱっと見てどの部分がこういう傷口になっているとか、傷口の部分だけを鮮明にせずに、どの部分かを若干色を残すとか、特にここの傷がこういう傷なんだなというのがまず分かるとうよかったかなと思います。

○検察官

つまり仮にそれが写真だったとしても、どこの場所かというのが、ぱっと見たときに分かりにくいということですね。

○裁判員経験者7

そうです。

○検察官

でしたら、この部位だということで、仮に写真にしてもイラストにしても、まずそれが体の中のどこの部位で、そしてクローズアップするとこうなんですよという、そういう全体像をまずちょっと提示しないと、ということですね。

○裁判員経験者7

そうですね。

○検察官

大変参考になる意見をいただきましてありがとうございます。今後の報告書とかの作成のほうに是非生かすようにさせていただきたいと思います。

○司会者

よろしいですか。弁護士からございましたらお願いします。

○弁護士

7番の方から検察官の書面が弁護人の書面より分かりやすかったというお話をいただきまして、やはり検察官のほうは非常にぱっと見たときにキャッチーで分かりやすい。弁護人のほうは真っ黒でというところがありました。それは意識しているところではあります。マンパワーの問題もありまして、検察官のほうは庁として、弁護人のほうは個人として、多くて二人、一番多くて三人という中でやっているということで限界はあるんですが、ただそうも言ってもらえないので、そういう率直な御意見は自分自身も確かにそのとおりだということで、参考にさせていただきたいと思います。今後、組織的にスキルを上げていきたいというふうに思います。

それに関連しまして、最終的に、この体裁の違いがどのように影響するかということをお伺いしたいと思います。

○裁判員経験者7

やはり、ぱっと見て、訴える力というのは見やすいほうがあるので、検察官の方も証明責任というのがあるからかもしれないですけども、一生懸命こういうことを説明しようというふうな気持ちが伝わってくると、無地のだらだらと書かれたものは何が言いたいのかなというか、もうちょっと引きつけるようなところを見せてよ、と思いました。

○弁護士

ありがとうございました。

それから、5番の方でしたか、情状証人、罪を犯した後に、いまさら今後の更生

とか言われてもというようなことで、おっしゃられることはよく分かりますし、基本的にやったことに対する報いというのものもあるかと思えます。その中で、ただ、個人の今後ということも考慮されるのではないかと。その被告人を今後どのように扱っていくかという意味で、例えば反省してない被告人よりは反省している被告人のほうがいい。更生環境が整っていない被告人よりは、整っているほうがいい。そこは評価されるんじゃないかと、少しでも訴えるところはあるんじゃないかということで、それは全ての方に響かないとはこちらも重々承知しているんですが、そういった意味合いでということも理解いただきたいと思えます。

○司会者

高橋裁判官、何かございますか。

○裁判官

それでは、私からも7番さんに、先ほど検察官からお話があったところで確認したいので、もう少しだけよろしいでしょうか。

先ほどイラスト化のところがありましたけど、その直後に縫合後の写真もあったかと思うんですね。ちょっとイラストだと私も正直、場所が分からないなど。あれは縫合後の写真も併せて見たら分かるかなと思ったんですけど、率直にどうですか。あれがあつて大体分かったのか、それともその時点ではやっぱり両方見ても分からなかったというのか、どちらでしょうか。

○裁判員経験者7

そうですね。縫合される前の写真を見ていたので、ああ、縫合してこんなことになったんだというのが分かったというふうな感じはありました。

○裁判官

あともう一点、縫合後の写真を見たときに、それによってかなり痛みを感じた、ショックを受けた、そういったところはございましたか。それとも、そこはやはりある程度緩和されていたとお聞きしてよろしいでしょうか。写真によるショックということですね。

○裁判員経験者 7

そうですね，写真によるショックについては，もともと余りなかったので大丈夫だったんですけど。

○裁判官

ありがとうございました。

○司会者

次のところに移らせていただきます。証拠調べが終わりますと，検察官，弁護士から論告・弁論と言いまして，それぞれ証拠調べを踏まえた御意見が出てまいります。先ほど弁護士からの御質問と7番さんとのやりとりの中で出てきたところなのかもしれませんが，その書面の体裁とか，あるいはその書面だけではなくて，お聞きいただいたときの印象とかで，このような工夫をされたらよかったんじゃないとか，あるいはこういう点が工夫されていたので，非常に説得的だったとかというような御感想があれば伺いたいと思っておりますけれども，いかがでしょうか。

先ほど7番さんからは，検察官のほうは見た感じが分かりやすかったけども，特に7番さんの事件のときには，弁護人のほうが黒一色でというところで，少し差があったかなという御指摘をされていましたが，皆様が御担当された事件でいくと，その辺も検察官と同じように分かりやすくするような書面を出されたり，あるいは口頭での補充がされたりしたんでしょうか，いかがでしたか。何か印象に残っているところはございますか。

お願いします。5番さん。

○裁判員経験者 5

書類の作り方は，7番の方がおっしゃるように，雲泥の差というと失礼だけど，見た目は検察官の方のほうがまとまっている，見やすいという感じはありました。内容は，ちゃんと読めば，もちろん理解するんですけども，論告のときは検察官が何年求刑という話をされて，弁護人の方も何年ぐらいが相当という話をされると思うんですけど，結構な開きがあって，基準がないもんですから。持ち帰って皆さん

で話し合うときは、過去こんなものに関してはこのくらいの年数だよというのを見て初めて、ああ、こうだと分かりますけど。話を聞いたときには、ほぼ倍近い年数の開きがあって、何を根拠にこういう年数を出されているのかという根拠の話はもちろんされずに、これぐらいが相当という御意見だけだったので、意図というか、なぜこれぐらいなのかというのをもうちょっと聞いていると、後々判断するときにしやすかったのかなという感じがあります。もちろん検察官の方は、このくらいの犯罪だとこのぐらいにしなきゃいけないというのは分かるんですけど、弁護人の方がこれぐらいが相当という年数が余りにも低くて、どういう情状に関してはこれぐらいを見る、これに関してはこれぐらいを見るというのが、ちょっと御説明があると判断するのによかったかなという感じですね。

○司会者

ありがとうございます。論告・弁論の中で、検察官から求刑があって、それから弁護人から科刑意見として数値が出てくるわけだけれども、検察官のほうは主に悪い事情、弁護人のほうはよい事情と言いましょか、軽くすべき事情を挙げるけれども、どうして何年となったかについての理由というのがはっきりしない。そのために検察官の意見と弁護人の意見がかなりかけ離れているんじゃないかと。そこを説得的に論告・弁論で指摘していただきたかったという御意見ですかね。

○裁判員経験者5

そうですね。

○司会者

ありがとうございます。今の点は、皆さんどうでしょうか。もちろん検察官のほうは求刑は必要的になっておりますが、弁護人は科刑意見、処分について特に言わなくてもいいわけですけど、皆さんの事件は、弁護人がこういう処分にすべきだというような御意見を言われたケースがあるかと思いますが、お聞きいただいて、その辺のところ、どんな感想を持たれたのでしょうか。

6番さん、お願いします。

○裁判員経験者 6

参考にならないと思いますけど、私は今みたいに深く考えなかったもので、検察官が出された年数というのが最高で、弁護人が出された年数が最低で、その間で判決するのかなというくらいの印象で受け取りました。今のように、こういう理由でというのを付け加えていただいていたら、もっとよかったかなとは思いますが。

○司会者

ありがとうございます。ほかの方、いかがですか。

1 番さん、何かございますか。

○裁判員経験者 1

私たちのときは、弁護側はただの傷害事件で 3 年、検察側はこれは殺人未遂で 10 年、そういう刑期が出てましたので。

○司会者

ありがとうございます。1 番さんが御担当された事件は、そもそも検察官と弁護人が主張する成立罪名が違う意見だったということなんですね。

○裁判員経験者 1

はい。

○司会者

ありがとうございます。

この論告・弁論のところで、検察官、弁護士から何か御質問とか御感想とかございますか。

○検察官

根拠を示してほしいという意見があって、総じておっしゃるとおりかなと思うんですが、我々が考えている根拠というものは、例えば法定刑がこのくらいで、今回はこういった事案があるから多めでこの辺とか、もっと細かく、例えば仮定の話なんですけども、量刑データとかを引用してやるというのも、また別の方法としてはあるかとは思いますが。

ただ、例えば過去の統計データであったりとか、そういったものを引用することの是非というものにちょっと悩ましいところがありまして、最近だと、福岡では余りそういう形の論告をしていないのかなと思います。やっぱりそういった、具体的にこういう事案は大体こういう経緯で来ているんだからというような、一つの根拠があったほうがいいという御指摘なのか、それとも、こういう幅のある刑期なんだけれども、事案から考えたら重いほうの部類なので、それからするとこの辺ですよみたいな説明でも足りるという御趣旨だったのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○裁判員経験者5

先ほどの1番と2番の方の事件みたいに、それぞれの罪名の主張が違うということではなくて、現住建造物等放火罪ですよということでは認識が一致しているわけですね。そこで何年にしますかという話のときに、検察官は24年求刑したんですよ。弁護人は10年が相当だという御意見だったんです。余りにも離れているよねという話になって、弁護人の方は、こういう事情もある、こういう事情もあると、色々御説明をされました。個別にこの事情を考慮すると何年になるとかという、個別に言うのはそれは難しいんでしょうけれども、余りに離れていたもんですから、間を取ってなんていう判断は多分余りしちゃいけないのかなという気があったもんですから、どういうふうに考えたらいいのかというのが、弁護人の方が色々情状とか、色んな内容を考慮するときに、これは何年相当というのが、もし言えるのであれば、そういう根拠で10年ということを行いましたという説明があれば、それをもとに話ができたかもしれないんだけど、全体でまるっと10年ぐらい相当という御意見だったので、どこをどう認めていくとどうなるのかなという、そういうことですね。

○検察官

どうもありがとうございます。

○司会者

弁護士からはございませんか。

○弁護士

弁護人が量刑意見を言うのは義務じゃないということで、裁判員裁判以外の場合で量刑意見を言わないことも多々ありますけども、言ってもらったほうがいいのか、例えば事件の中で量刑を言わなかった事件の方がいらっしゃった場合に、言ってもらったほうがよかったのか、また言わなくても判断できるのかというところをお伺いしたいと思いますが。

○司会者

弁護士がお考えの事案というのは、今回の御出席者の方の御担当の事件ではなかったということですかね。

では、評議に関連した御意見、御感想をお伺いしたいと思っております。

法廷での審理が終わりますと、評議室に参りまして、我々裁判官3名と裁判員の方々で有罪か無罪か、それからその余のことについて事実認定の評議をしまして、その後、有罪である場合については、被告人に対する処分を決めるという量刑評議をすることになっております。

どうでしょうか。評議全体につきまして、自由に御意見を言うことができたでしょうか、あるいはちょっとこういうところで意見を言うのをはばかりられるような雰囲気だったとか、あるいは逆にこういうことを工夫されていたので、意見が言いやすかったとか、全般的な感想で結構でございますが、1番さん、いかがだったでしょうか。

○裁判員経験者1

私たちのときは、犯行時の殺意が問題になっただけでしたね。

○司会者

自由に意見が出たという感じの御印象を持たれてますか。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

ありがとうございます。

5番さん、いかがですか。

○裁判員経験者5

意見は皆さん結構言っておられたので、環境的にはよかったと思います。

一つそのときに気になっていたのは、法廷の場で、被告人の方がちっちゃい声でぼそぼそそと言われる方で、言いたいことを一生懸命聞かないとよく聞き取れないような、ちょっとそういう環境だったんですね。聞かれたことに対しても、一部しか答えられないような状況もちょっとあって。被告人の供述がちょっと不十分なところがあったので、どうしても想像の話になるんですね。こういう行動をとっているんだから、こうだったんじゃないかと。そのたびに裁判長の方が、想像はちょっと置いといて、出ている事実だけで話をしましょうというふうに、方向を絶えず修正していただいたので、そこは非常によかったかなと思うんです。

○司会者

ありがとうございます。ほかの方、いかがですか。

6番さん、お願いします。

○裁判員経験者6

5番さんと同じような感じで、意見を言いやすい環境でした。

裁判官が素晴らしくて、本当にちょっとしたつまらない意見でも全て言わせていただくことができ、横道にそれたときには、また上手く中心に持って行ってまとめていただいて、本当に評議は素晴らしいなと思いました。

量刑を決めるときに、やっぱり先ほども検察官が今までの事例から判断するというのは是非があるということで、私も最初はそう思っていたんですが、基準というのも分からないし、結局は今までの例はこんな感じですよというところから、さつとまとまったという印象があったので、よかったのかなというのは思ったんですけども、当事者に成り代わって判断するというのも難しい問題で、そこら辺がちょっともやもやと思ったところもありましたが、最終的には私自身はよかったと思

ます。

○司会者

ありがとうございます。

では、7番さん、お願いします。

○裁判員経験者7

裁判官が上手く進行してくださったので、皆さんこう、最初はやっぱり意見を言えてない感じだったんですけども、途中からは言いたいことが言えたんじゃないかなという認識がございました。

自分自身がこれはよく分かっていなかったというところが一つあるんですけども、進め方の中で、まず最初に事実認定をするというところが、その事実認定をした、認定されたものだけを、極端に言うとそれだけを材料にして、次のプロセスに進んでいけないといけないというのがあると思うんですけども、色々話しているうちに、その辺がちょっとだんだん分からなくなってくるというか、きちんと認定されたことを書き留めてくださっているんですけども、感情とか色々な話をしていると、それ以外、認定されていないことに関して、また話がちょっと出てきたりとかというのもあったりしたので、説明は裁判長がしてくださるんですけども、多分、素人の受ける側がよく分かっていないという問題だと思うんですけども、その辺を整理と言いますか、もうちょっと分かりやすく説明していただけると、インプットもしやすいのかなというふうに思います。

○司会者

ありがとうございます。

では、量刑評議のところについて、どうだったかということについてお話を進めさせていただきたいと思います。

量刑の関係で、量刑の評議をする前に、どの裁判官も恐らく行為責任主義という量刑の考え方について説明をして議論を進めたと思います。実際に被告人がやった行為の態様とか結果とか、あるいはそういうことをしてしまった経緯、あるいは動

機、そういう点に着眼して、量刑を考えてくださいとか、あるいは実質的公平ということで、同じようなことをした人には、同じような刑期が与えられてしかるべきですよというような、そういうような量刑の考え方について御説明をさせていただいた後、議論という形になったかと思うんですけども、その御説明させていただいた内容についてはいかがだったでしょうか。分かりやすかったでしょうか。あるいはちょっと分からないまま議論が進んでいったなと思ってらっしゃいますか。そのあたりのところ、皆さん、どうだったでしょうか。

では、6番の方、お願いします。

○裁判員経験者6

その点はとても分かりやすかったです。

○司会者

ありがとうございます。

1番さん、2番さんの評議ではどうだったでしょうか。量刑を考えるに当たって、被告人の行為に着眼して考えましょうといったような説明が裁判官からあったかと思うんですけども、御理解というか、御納得いただけながら評議を進めていった感じでしょうか。

2番さん、お願いします。

○裁判員経験者2

それは理解できました。

○司会者

ありがとうございます。

5番さんはいかがでしたか。

○裁判員経験者5

現住建造物等放火という罪の内容自体が理解するのにちょっと難しく、要は人がいるとわかっていて火を点けましたよねという、簡単に言うとそういうことらしいですけど、今回担当したものは、例えば知り合いとか利害関係がある人が、恨み

で点けたとかじゃなくて、無差別なんですよね。知らない人のところに点けているので、非常に悪質な印象が最初あったんですよね。もちろん検察官の方もそれは公共の観点から言うと、とんでもないという話だったんですけど、幸い亡くなった方はおられなかった、一人大怪我された方がいらっしやったんですけど。無差別に火を点けるという行為は、結果として人が亡くなったか亡くなってないかというのは結果であって、点けた行為は一緒なんですよね。殺そうと思って点けたわけではもちろんないんですけど、亡くなった方がもし出た場合と出なかった場合で、刑というのは少し違いますという説明を受けたんですけど、そうなのかなと。亡くなろうが亡くなるまいが、やったことは変わらないのになという気はちょっと、私個人的にはしてました。

例えば、被害者感情からすると、火を点けられて、夜中とか朝方とか暗いところだったんで、必死で逃げられているんですね。もう、やっどこき逃げて、命からがら、命だけは助かった結果、犯人の刑が軽いということになるんですよ。亡くなられないほうがいいんだけど、そういう何か矛盾したようなことをちょっと考えていると、果たして量刑というのをどんなふうに考えていいのかというのが、何かちょっと悩みましたね。過去こういう案件ではこういう年数ですよというものを別に考えはしましたけど、そういう全体を見ると、何か難しかったかなという印象がちょっとあります。

○司会者

ありがとうございます。今、5番さんから紹介いただきましたように、裁判所は、どの裁判体も、量刑検索システムということで、過去の量刑の統計を、量刑グラフという形で棒グラフみたいなものを見ていただきながら、評議を進めていったと思うんですけども、その進め方について、どのような御感想をもたれていたのか。今、5番さんから御紹介いただきましたけども、ほかの方はどんな御感想をもたれましたでしょうか。

4番さん、お願いします。

○裁判員経験者 4

全く法的知識がないんで、そういったグラフを参考にさせていただくということとはとてもありがたくて、みんな意見をそれを出しやすかったり、まとまりやすいというか、大きなぶれがなく進行していけたんじゃないかと、一つになったんじゃないかとは思っています。

○司会者

ありがとうございます。

ほかの方、量刑グラフの関係についていかがでしょうか。どのような御感想、御意見をおもちでしょうか。邪魔になったとか、あるいは役立ったとか、そういうお感じのところを何かおもちの方、いらっしゃいますか。

どうぞ、5番さん。

○裁判員経験者 5

全く同じ事件というのはないんだなというのが、まずあれを見ての第1印象だったですね。なので、これがこれぐらいの年数だから、このぐらいというふうにするのに、最初、ものすごく何か違和感があったんですね。さっき言ったように、亡くなった方がいるとかいないとかという結果もありますけど。なのであれを見ると、裁判官から、同じような罪はやっぱり全国どこで、いつの時代にやっても同じぐらいの刑でないと、それは不公平、世の中の的に不公平なんだから、ある程度目安にはしていいんじゃないですか、しなさいという強制はなかったですけど、していいんじゃないですかという説明を聞いて、まあまあそうなのかなと理解をしました。

○司会者

ありがとうございます。評議の中の参考にはなったと。また、そこからまた色々な御意見が出てきたということでしょうか。

評議の点につきまして、全体的なところでもっとこうしてほしかったとか、こうすればよりよい評議になるんじゃないとか、こういう点を配慮していただければよかったのにというところがありましたら、どなたからでも結構ですが、ございま

すか。よろしいでしょうか。

評議の点につきまして、検察官、弁護士から御質問ございますか。

では、弁護士からお願いします。

○弁護士

先ほど皆さんの御意見の中で、裁判官が非常によく説明してくださって理解できたと、そういう御意見だと思いますけども、逆に、整理をしすぎて、もうちょっとフリーに考えたいとか思われたという方がいらっしゃいますでしょうか。

○司会者

いかがでしょうか。もう少し自由に考えたかったというようなお考え、はい、どうぞ、3番さん、お願いします。

○裁判員経験者3

私たちの事件は、ものすごく情報量が多かったんじゃないかなと思います。情報はポイント、ポイントで整理してもらって評議をしたんですけど、やはり切り捨てていく情報も多くて、被害者の方の立場に立つと大変難しいところがあるなと思いました。

○司会者

ほかに何か。よろしいですか。

検察官、どうぞ。

○検察官

先ほど裁判官からも、行為責任を中心に量刑を判断するというお話がありましたし、裁判員経験者の皆さんも、行為責任からお考えになったというお話だったんですけども、ちょっと感想とか印象でなんですけど、実際の評議で上がってきたような諸事情と、検察官なり弁護人なりが、こういった事情を、例えば行為責任として主張しているけど、それは違うんじゃないですかと、我々、当事者が指摘している事項がずれていたというようなことってございましたでしょうか。

それとも一応は、大まかにはその辺、実際に量刑を考える際に上がってきた諸事

情というのは、我々当事者が主張した諸事情とそんなに大きくずれがなかったのか。もし差し支えなければお聞かせ願いたいと思うんですが。

○司会者

どうぞ、6番さん、お願いします。

○裁判員経験者6

私が担当した事件は、浮気をしてないのにしたと思い込んだ殺人未遂なんですけど、検察官は、もう完全に浮気はなかったと断定されてたんですけど、被告人の話や証人の話などを聞いていて、そこは本当にそう断言できるのかなと、どの辺まで検察官が関係者に調べをされたのかなという印象はありました。

○司会者

ありがとうございます。

評議まで済ませていただきました。全般を通じまして、ここがちょっと言い足りなかったとかいう御意見とか御感想がございますでしょうか。あるいは検察官、弁護士、それから裁判官のほうで、全体的なところを聞いておきたいということがございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、最後に、これから裁判員裁判に御参加いただく方々に向けて、先輩裁判員としまして、皆様方からお一言ずつメッセージをいただきまして、締めさせていただきます。

では、1番さんから順に、これから裁判員になっていただく国民の方々に、一言ずつメッセージをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○裁判員経験者1

こういう経験ができて本当によかったというのが一言です。周りのみんなに、裁判員裁判に行かなきゃならないから会社を休みますというように言わないといけないじゃないですか。そのときに、えっ、とみんなびっくりするんですけど、それを隠して、裁判所に行くから休みますと言ったら、何か悪いことしたのかと言われる

し、いや、そうじゃなくて、実は裁判員に選ばれたから休まないといけないと言ったら、わあ、って言ってみんなびっくりする感じですけど。それだけやっぱり責任が重いということ、今回、初めて実感しました。今日もまた参加して、こんなに大勢の方がおられてびっくりしましたし、また真剣に考えさせられました。ありがとうございました。

○司会者

ありがとうございます。

2番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者2

最初お知らせが来て、ちょっとびっくりしたんですけど、なかなかこういう経験というのはできないので、いい経験になりました。ありがとうございます。

○司会者

ありがとうございます。

では、3番さん、お願いします。

○裁判員経験者3

突然通知が来て、あれよあれよという間に裁判に参加したんですけども、多分安全であるだろうジェットコースターに乗せられたような裁判の期間でした。感情も激しく動きましたし、生活自体も、生き方自体も気にかけるところが違うと感じました。

事件も色々あるかと思えますけど、これが今、私たちが生活している世の中なんだという、違う角度から見て、勉強することができました。簡単には意見とか、私は余り、人それぞれの感じ方があるかなと思って言わないけども、こういう制度があって、日本の国民として受け入れてやっていかなきゃいけないのかなと思うようになりました。

○司会者

ありがとうございます。

では、4番さん、お願いします。

○裁判員経験者4

今までは何となくニュースを見ていただけだったんですけども、裁判員として参加させていただいたことによって、事件とか裁判の背景を思うようになって、ニュースとかの注目の仕方が変わってきました。

この制度は、特別なものというものではなくて、なるべく多くの人に参加していただいて、もうちょっと身近な、理解しやすいものになっていけたらなと思います。

声かけの事件があった中で、緊張があったんですが、見送っていただいたりとか、そういった配慮をたくさんしていただいたので、不安なく最後まで終わることができました。ありがとうございました。

○司会者

ありがとうございます。

5番さん、お願いします。

○裁判員経験者5

先ほどの方もおっしゃいましたけど、今、こういう制度がある以上、誰かがやらなきゃいけないので、担当になったら一生懸命やろうと思って来ました。無事終わってよかったかなと思っています。

もう一点は、ちょっと視点が違うんですけど、今回の私が担当した被告人が控訴したのかどうかまでちょっと知らないんですけど、結構重大事件というか、罪が重い事件が裁判員裁判の対象になっているというのをお聞きして、被告人側から見ると、裁判員裁判で判断されたから控訴しにくいとか、そういう雰囲気になるのはちょっとまずいんじゃないかなと思っています。控訴されると、一審で私たちがやったこと自体がどうだったのかなという疑問にはなりますけど、被告人から見れば、当然、権利は権利ですから、裁判員裁判になったから控訴しにくいというような社会の見方になるのはちょっと反対という意見です。

○司会者

ありがとうございます。

6 番さん，お願いします。

○裁判員経験者 6

1 番さんから 5 番さんまでの意見と同じところでは。私は，それほど危険も感じませんでしたし，本当に何も考えず，率直な意見を出すということが，裁判員制度に少しでも役に立てるのであればいいなと思いますので，本当に一人ずつ意見が違うので，色々な方に参加していただいて，率直な意見を交わしていただきたいと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

7 番さん，お願いします。

○裁判員経験者 7

私も一番最初に通知が来たときには，自分がちゃんと務められるのかなという不安がいっぱいだったんですけども，一般人の私みたいな素人の感覚というのを必要とされているんでしょうから，評議の中でも自分の感覚を大事に，正直に気持ちをお話しして行って，それが結果的には判決ということになればいいのかなと，大丈夫，大丈夫と言い聞かせるような感じでさせていただいたので，もしこれから先，通知が来た方に対しては，いい経験になるかもしれないからやってみたらどう，と私は多分言うだろうと思いますし，また，自分もこの貴重な経験を人に伝えることによって，ちょっとでもあの人はこんなふうにして言ってたよということで，少しでも広まって，裁判員として出やすい周りの環境とかも少しずつできたらいいかなと思いました。

また，裁判で，被告人であるとか，被害者であるとか，その家族であるとか，それにまつわる方々が，言葉はあれなんですけど，裁判員制度での裁判でよかったなとちょっとでも思っただけなら，私たちありがたいのかなとも思いました

○司会者

どうもありがとうございます。貴重な御意見をいただくことができました。

では、引き続いて、報道機関の方にも傍聴していただいておりますので、御質問をいただきたいと思います。

○朝日新聞

朝日新聞から代表質問として、まず、質問させていただきます。

福岡地裁小倉支部で昨年5月に裁判員に対する声かけ事件がありまして、今年の1月に元暴力団組員の2人に有罪判決が確定しましたが、実際皆様が裁判員になられてから、身の危険を感じるようなことがあったか。先ほどちょっと一部の方が言及されていましたが、あったかどうかという点と、経験されて、裁判所のほうに安全上の配慮に関して何か御意見がありましたらお願いします。

○司会者

1番さん、お願いします。

○裁判員経験者1

私のときにはちょうどその事件があってすぐのことで、見送りしてくれたりしたもんですから、別に何も心配することなくて。また、そういう情報が漏れたりというようなこともないし、大手を振ってここを出入りしてましたからよかったです。

○司会者

2番さん。

○裁判員経験者2

見送りをさせていただいて、よかったと思います。

○裁判員経験者3

声かけ事件があった直後だったので、やはりドキドキしてましたけど、身の危険とかは感じませんでした。でも、一人で勝手にドキドキしてました。

○裁判員経験者4

裁判の中でも傍聴席の中に怖そうな人がいないかなとつい見てしまったりとかはありましたが、中にいるときはすごく安心感を感じていて。車るときとかは、後ろ

から同じような方向についてくる車があれば、ちょっと車線を変更してみたりというのを自分はしていました。

○裁判員経験者 5

身の危険を感じたことは全くありませんでした。裁判所の方々も、裁判所の出入り際には配慮をさせていただいていましたので、特に不安なことは全くなかったです。

○裁判員経験者 6

私も危険を感じたことはありませんでした。

○裁判員経験者 7

私も一緒に、身の危険を感じたということは全くありませんでした。やはり見送りもしてくださったので、裁判所の方々も気を使ってくださっているんだというのは、かなりありがたく感じました。

○司会者

ほかに御質問はいかがですか。よろしいですか。

では、本日御参加いただきました皆様方には多くの貴重な御意見、御指摘をいただきました。今後、私どもの裁判員裁判事件の運用の改善の参考とさせていただきます。

また、これから裁判員になられる方々へのメッセージもいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これもちまして裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたりまして貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございました。